

議案第16号

旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について

旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月20日 提出

旭市長 米本 弥一郎

旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例

旭市長寿祝金支給条例（平成17年旭市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「において」の次に「、引き続き1年以上」を加え、「記載されている」を「記録されている」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削る。

第3条第1号中「5,000円」を「10,000円」に改め、同条第2号中「10,000円」を「20,000円」に改め、同条第3号中「10,000円」を「30,000円」に改め、同条第4号及び第5号を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。